議案第４６号

南房総市有害鳥獣処理施設の設置及び管理に関する条例の制定について

南房総市有害鳥獣処理施設の設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

令和８年８月２８日提出

南房総市長　　渡　辺　　秀　和

南房総市有害鳥獣処理施設の設置及び管理に関する条例

（設置）

第１条　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号。以下「法」という。）第９条の規定により鳥獣の管理を目的に捕獲の許可を受けて捕獲された鳥獣（以下「有害鳥獣」という。）を適正かつ衛生的に処理するため、南房総市有害鳥獣処理施設（以下「施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条　施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
南房総市有害鳥獣処理施設	南房総市和田町中三原１００８番地３

（休業日及び受付時間）

第３条　施設の休業日及び受付時間は、規則で定める。

（業務）

第４条　施設は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 有害鳥獣の処理業務

(2) 前号に掲げるもののほか、第１条に規定する施設の設置の目的を達成するために必要な業務

（処理個体の範囲）

第５条　施設において処理できる有害鳥獣は、市内で捕獲された有害鳥獣に限るものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（搬入者の範囲等）

第６条　施設に有害鳥獣を搬入できる者（以下「搬入者」という。）は、次に掲げる者とする。

(1) 法第９条第８項の規定により、南房総市の監督の下に鳥獣の捕獲に従事する者

(2) 南房総市の職員

(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める者

２　搬入者は、施設に有害鳥獣を搬入するときは、有害鳥獣の種類、個体数等について市長が指定する職員（以下「施設職員」という。）の確認を受けなければならない。

３　第１項第１号に掲げる者は、施設に有害鳥獣を搬入するときは、法第９条第８項の従事者証を施設職員に提示しなければならない。

（搬入の制限）

第７条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、有害鳥獣の施設への搬入を制限し、又は停止することができる。

(1) 搬入者が搬入に関して施設職員の指示に従わないとき。

(2) 搬入者が解体残渣（さ）を搬入しようとするとき。

(3) 腐敗により冷凍庫への保管ができないと認められるとき。

(4) 施設を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。

(5) 公益上又は施設の管理上不適当と認めるとき。

(6) 処理の都合により、有害鳥獣の搬入量を制限する必要があるとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が施設の使用を適当でないと認めるとき。

２　市長は、前項の規定により施設への搬入を制限し、又は停止した場合において、搬入者に損害が生じることがあっても、その賠償の責めを負わない。

（使用料）

第８条　施設の使用料は、無料とする。

２　前項の規定にかかわらず、第６条第１項第３号に掲げる者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長は、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第９条　前条第２項の規定により既に納付された使用料は、還付しない。ただし、市長は、搬入者の責めによらない事由により施設の使用ができなかったと認めるときその他市長がやむを得ない事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（損害賠償）

第１０条　搬入者は、故意又は過失により、施設に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限

りでない。

（委任）

第１１条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

別表（第８条関係）

区分	使用料（１頭につき）
イノシシ（成獣）・シカ	３，５００円
イノシシ（幼獣）・キョン・アカゲザル	２，０００円
その他の鳥獣	１，０００円

備考　イノシシの成獣及び幼獣の別は、縞（しま）模様の有無により判断するものとする。